入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び石垣市財務規則(昭和58年石垣市規則第2号)第92条の規定により公告する。

令和7年6月30日

石垣市長職務代理者 石垣市副市長 知念 永一郎

1 入札対象業務

- (1) 契約の名称: 令和7年度 史跡フルスト原遺跡整備基本計画策定支援業務委託
- (2) 契約の仕様:仕様書のとおり
- (3)業務期間 :契約の日から令和8年3月31日迄

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 本件調達の公告日から過去2年において、石垣市、沖縄県又は他市町村で史跡等の 整備に関する委託業務の受託実績があること。
- (2) 沖縄県内に本店又は支店があること。
- (3) 石垣市税等の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 石垣市から契約に係る入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (7)業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤(組織、人員、体制、資金等)を有していること。

3 入札参加資格の確認

本業務の入札参加希望者は、2に掲げる事項について資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を提出し、一般競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 資格確認資料

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書(1)、(2)
- イ 商業登記簿謄本の写し等
- ウ 義務履行証明書
- 工 誓約書 (別記様式第1号) ※石垣市暴力団排除措置要綱
- (2) 提出期間: 令和7年6月30日(月) から令和7年7月9日(水) 午前9時から午後4時まで(土・日・祝日除く。)
- (3) 提出場所:石垣市役所1階 教育部 文化財・市史編集課(教育委員会事務局)
- (4) 提出方法:上記申請書等を持参するか、郵送(提出期限当日必着)により 提出すること。(郵送する場合は事前に連絡すること。)
- (5) 入札参加資格の確認結果の通知:令和7年7月11日(金)
- (6) 苦情申し立て

入札参加資格が無いと認められた者は、契約担当者に対してその理由について 次により説明を求めることができる。

契約担当者は、説明を求められた日から2日以内(土・日・祝日除く。)に説明を求めた者に対して書面をもって回答する。

ア 提出期限:令和7年7月11日(金)午後4時

イ 提出場所: 石垣市役所1階 教育部 文化財・市史編集課(教育委員会事務局)

ウ 提出方法:書面(任意様式)を持参するか、郵送(提出期限当日消印有効)により提出すること。(郵送する場合は事前に連絡すること。)

4 入札手続き等

(1) 入札資料の配布

期間:令和7年6月30日(月)から令和7年7月9日(水)

配布方法:石垣市ホームページからダウンロード

(ホームメニュー → 組織から探す→教育委員会 文化財・市史編集課 → 入札・契約・プロポーザル)

公告・仕様書等に関する質問及び回答

提出期限:令和7年7月11日(金)午後4時メール又はFAXにより回答

Mail: bunkazai@city.ishigaki.okinawa.jp

FAX:0980-82-0294

回答期限:令和7年7月14日(月)

回答方法:全入札参加業者にメール又はFAXにより回答

- (2) 入札日時: 令和7年7月17日(木)午後2時00分
- (3) 入札場所:石垣市役所 2階 大会議室3
- (4) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び 地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札に関する注意事項
 - ア 入札者は自己の印鑑を必ず持参すること。
 - イ 入札書、委任状には、「業務名」及び「業務場所」について、この公告の記載 に従い記入すること。
 - ウ 委任状を受けた代理人が入札を行う場合、委任状の提出がないと入札に参加 することはできない。
 - エ 申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合は入札締め切り日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。
 - オ 入札参加資格を確認された者であっても、確認後に石垣市の指名停止措置を 受け入札時において指名停止期間中である者は、入札参加できない。

5 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
 - ア 入札者が同一業務に対し、2通以上の入札をしたとき。
 - イ 入札に関し談合又はその他不正行為があったとき。
 - ウ 入札書に記名押印がないとき。
 - エ 入札書に誤字、脱字等で記載事項が確認できないとき。
 - オ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
 - カ 入札書の表記金額を訂正した入札をしたとき。
- (2) この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、資格確認申請書及び資格 確認資料に虚偽の申請をした者の入札並びにこの公告において示した入札に関す る条件に違反した入札は無効とする。

6 落札者の決定

- (1) 予定価格調書内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 同額の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金:免除

※ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として見積金額の100分の5 を石垣市に納付しなければならない。

(2) 契約保証金:免除

※ただし、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由 によって受注者の債務について履行不能となった場合、損害賠償金として契約 金額の100分の10を石垣市に納付しなければならない。

8 その他事項

- (1) 提出された「入札参加資格確認申請書」及び「資格確認資料」は返却しない。
- (2) 資格確認資料を提出期限までに提出しない者並びに一般競争入札参加資格が無い と認められた者は、入札に参加することができない。
- (3) 入札参加者は、「石垣市指名競争契約入札心得」及び「公用車両賃貸借契約仕様書 (長期継続契約)」等を熟読し、これを遵守すること。
- (4) 落札者は、石垣市暴力団排除措置要綱(令和元年石垣市告示第 206 号)第 11 条に 基づき、誓約書を提出すること。

問い合わせ先

石垣市教育委員会事務局

文化財·市史編集課記念物係

電話:0980-83-7269

FAX: 0980-82-0294